

J. F. ムロンの「システム」論 (3)

On The “Systèmes” of J. F. Melon

津田内匠

TSUDA Takumi

新版の構成はつぎのようになった。下線の部分が増補された章である。I. 諸原理, II. 小麦, III. 住民の増大, IV. 植民地, V. 奴隷制, VI. 特権会社, VII. 軍事政府, VIII. インダストリー, IX. 奢侈, X. 輸出入, XI. 商業の自由, XII. 法定通貨価値, XIII. 諸貨幣の比率, XIV. フィリップ美男王への反乱, XV. 聖王ルイとシャルル七世の諸貨幣, XVI. 減価, XVII. 農産物の高価, XVIII. 諸々の反対論への回答, XIX. 貨幣にかんする種々の考察, XX. 為替, XXI. 投機, XXII. 貿易バランス, XXIII. 公信用, XXIV. 政治算術, XXV. システム, XXVI. 結論。以上の増補された七章のほかに、初版以来のいくつかの章でもかなりの加筆や削除、あるいは文言の変更や移動がなされたが、ムロンの新版編成の意図は基本的に、つぎの三組の増補構成のなかに読みとることができる。初版でもほとんどの章の配置がそうであったが、新版での増補もそれぞれ関連する二つないし三つの章が一組をなし、それらが順次に接続して、やがて全体として初版の「欠落」を補うよう、周到に配置されているのである。すなわち、ムロンは、1) 彼が初版で立法者の第二の任務とした人口増大にかんする諸章の最後の「奢侈」のあとに、「輸出入」と「商業の自由」を加え、2) 同じく彼が立法者の第三の任務とした貨幣と信用の保持にかんする諸章の最後の二章「為替」と「公信用」の前後に、「貨幣にかんする種々の考察」と短い中間章的な「投機」と最長編の「貿易バランス」を挿入し、かつ「公信用」の末尾の、初版ではただ寓話による暗示にとどめられた部分のあとに「寓意ではなしに話そう」と、「ローのシステム」の「正確な」事実経過の概略を付し、3) 最後に増補新版の提言ともいうべき「政治算術」と「システム」を旧版の最後の「結論」の前に配したのである。

(増補1) ムロンは初版の冒頭ですでに、商業は本来、自由で相互的であるべきことを三つの島の仮説に託して述べているが、初版全体の基調が「ローのシステム」の間接的な弁護と批判に傾いていたためか、彼は初版ではそれとして外国貿易を論じることはなかった。これは彼が気づかざるをえない最大の「欠落」であった。ムロンは新版の「輸出入」の章で、まずこの問題をとり上げ、「全ヨーロッパが全体展望をもって協力すべき」「商業の一般的自由」を再び確認した上で、しかし現実には「国民の奢侈」、つまり国内製造業の育成のために、製造業原料の輸出禁止と外国製造品の輸入禁止は、いわば「例外」としてやむをえないという。ただし輸出入規制をすべきか否かの政策判断の基準は国内製造業での雇用の確保という一点にある。したがって、国内製造業に打撃を与えない限り、外国製奢侈品の輸入は禁止されるべきではない。つまりムロンは国内製造業の育成と保持のための保護規制を「商業の一般的自由」の、あえて「例外」としながら、しかしこの「例外」としての規制をしだいに前面に押しだして、しかもその上で「例外」の「例外」、つまり規制の一般的適用の「例外」を求めて、規制が画一的あるいは過剰な適用となることを強く警戒する。規制と自由、いずれも国益に適うべきものとして、彼は慎重な状況判断と実践的な両者の政策的結合とを立法者に期待するのである。

ムロンは以上の政策原理を外国貿易に適用して、つぎの三点の実践課題を例としてあげてい

る。1)イギリスに学んで航海条例を実施すべきこと。航海条例こそが「イギリスの海運と商業の大いなる進展の原因」をなしたのであり、逆にそれを持たないフランスは「閉鎖都市」と化すのである。2)産業の規制は必要であるが、コルベール主義的な画一的規制に反対して、規制に合致する製品の「完成」を目ざすのではなく、むしろ仕向け先の需要動向に適合することを目ざすべきであり、低価格商品を誠実に、かつ多量に販売することで国際競争上の優位を確保すべきこと。3)交易上の特権は設立早々の、あるいは国際競争に耐えがたい国家的大プロジェクトの保持のためにのみ認められるべきであって、個人の不利な競争の援助のために認められるべきではない。

これとはほぼ同じ主張がやがてグルネの手稿「チャイルドの『新交易論』仏訳版（1754）への注釈」にみられることになる。グルネはチャイルドに学んで、利子のひき下げ、航海条例の実施、公信用の確立、交易評議会の強化、国内での自由放任の徹底等、フランス経済の後進性の離脱を目ざして、自由と保護の両面政策を主張したが、実はムロンもグルネに先立つこと約20年、上記三点の主張をひそかにチャイルドからの援用によって示したのである。東インド会社という特権の側から、いわば国益に沿って保護と自由を求めるチャイルドの主張は「国民の奢侈」の産業の育成を求めるムロンにとって最も有効かつ適切な政策の枠組をなすものであった。

しかしこの（増補1）の狙いは、このままチャイルドに依拠しつつ外国貿易論を展開することではなかった。ムロンはより詳しいチャイルドの外国貿易論の援用を後出（増補2）の「貿易バランス」の章に譲っている。ここでの問題はむしろ外国貿易を具体的に視野に入れて、立法者は国益の確保のために規制と自由をいかに有効に結合すべきか、また真の「商業の自由」とはなにかを問うことであった。

ムロンは「輸出入」の章と対をなす「商業の自由」の章において、立法者の役割を内外政策の二点にわたって論じている。まず彼はフランスが範とすべきイギリスの航海条例に再び言及し、それは「全般的禁止という点でも、またすべての外国貿易が要求される諸々の手続きの点でも、確かに強制という外観を呈してはいる」が、それが「イギリスの商業に大いなる海運と大いなる富」とをもたらしたのである以上、航海条例は「（国益の観点からの商業の）自由という、その真の定義からして、いささかも自由に反するものではない」と断言し、さらにこの判断を国益遂行のための一箇の格率として示すのである。すなわち、彼によれば、「人間の一般社会において、強制はそれが各社会構成員の納得する効用を目的とする時、決して非道のものではない」のである。

つぎに、この格率は当然、対外関係のみならず国内関係にも適用される。ムロンは「すべての人を社会のために働かせる一般的義務がある」という前提に立って、各人の自由な職業選択に任せる限り、ある職業に人数の不足が生じるとすれば、「国家はくじであれ、なんであれ、配分の正義に最も適った方法で、公共の必要を満たすに足る人数を強制して仕事に就かせることができる」というのである。実はムロンのこの種の議論は増補された新版で初めてのものではない。彼はすでに初版で「もしも開明的な警察が性別、年齢別に労働を割りあてるとすれば、すべての人が仕事に就くことができる」はずであると述べているからである。だが労働を立法者が強制的に配分できるという新版での言明は初版のいささか空想的な談論の単なる延長線上のものではない。もともとムロンの「立法者」という超越的権力の設定そのものが架空のものであるから、そこに具体的な現実の可能性を問うべきではないのだが、新版で外国貿易の視点が導入されてみると、激しい国際競争という現実を前にして、立法者は半ば架空、半ば現実の

存在とならざるをえない。この労働の強制的配分の議論は、初版の立法者とはやや異なる、いわば半神半人となった立法者の権力のあり方のひとつの極限を示すものとみえるのである。

外国貿易の視点が導入されて、より鮮明となったのは立法者の存在だけではない。いちだんと、それも半ば現実味を帯びて強調されることになった立法者の権威に対応するように、ここで初めて交易商人の存在の重要性が強調されることになる。さきの「輸出入」の章では、ムロンは特定個人への特権の授与に強く反対した。このことは基本的には変わらないが、つぎの「商業の自由」の章でムロンが立法者の強力な指導力を語り始めると、途端に彼は「商業の自由〔の原則〕に反しても」、交易商人に対しては、いわば例外的に特権を認めてよいというのである。交易の細部に精通した専門家として、また交易にかんする「賢明な意見」の具申者としてである。立法者が半人化せざるをえない分だけ、練達の交易商人の適確な判断と助力とを必要とするという構図である。こうして国益の最高の指導者としての立法者と彼に奉仕する国益の「誠実な」推進者としての交易商人という緊密な指導と協力の体制が提示される。

また、交易商人の役割が強調されるとともに、ムロンの用語にひとつの変化が生じる。「企業」あるいは「企業者」という語の意味の変化である。ムロンは初版ではもっぱら宮廷や軍や政府の御用請負業者という意味の「企業者」、つまり「国王の企業者」について語った。同時代のカンティロンが初めて、この「企業者」という語を、自らのリスクと才覚で市場で活動し、自由に、ただし不確かな収入で生きる無数の人々という全く別の意味に用いるまでは、むしろムロンの用語の方が通常のものであったのである。ムロンはこの「国王の企業者」を銀行家、高利貸、徴税請負人とともに、国王の「増価」による緊急の支出の最初の恩恵に浴する人々、あるいは戦争によって確実に利益を得る人々として論じている。ところが増補された諸章には、もはやこの種の「企業者」は登場しない。これに代って新版で、とくに「商業の自由」の章で論じられるのは運河の開削、開墾、干拓等の公共的「企業」、あるいは国益にかかわる国家的「企業」である。王権に寄生する「企業者」から公益と国益にかかわる「企業」へと、ムロンの用語は確かに微妙に変わった。そしてこの「企業」はやがて後出（増補2）の「貿易バランス」の章では、「あらゆる交易の企業」というように、さらに一般化されて用いられることになるのである。しかしムロンはこれらの「企業」を動かす人々について語ることはなかったし、またカンティロンのように明確な定義をもって、彼らを「企業者」と呼ぶことはなかった。新版では旧時代の「企業者」は消えた。そして公益と国益を担う「企業」は出現したが、「企業者」はいまだムロンの視野には存在しなかったのである。たとえ有能な交易商人を不可欠の協力者とするとはいえ、ひとり屹立する「立法者」の権威のもとでは、カンティロン流の自立する「企業者」の活動はありえなかったであろう。

「商業の自由」の章でのムロンの基本的な問題関心は「企業」そのものを論じることではなかった。それはまさに、この章にふさわしく「商業の自由」という、その「自由の真実のイメージ」を示すことであった。すでにみたように、強制はもしそれがだれもが了解する「効用」のためであれば、いささかも「自由」に反しない、したがって各人が国益にかかわる規制に服して交易に従事することこそ、「商業の自由」でありうるという。彼はまた規制を特権におきかえて、特権は特定個人の援助（これを彼は「保護」と呼ぶ）のためにではなく、公益と国益にかかわる「企業」を保持するためにのみ認められるべきであるともいう。そしてこういう特権のあり方こそ、「商業の自由」のためにふさわしい、と彼は指摘するのである。

これらの主張は、ムロンがすでに初版で示した「商業の自由」の原理を、新版で提起された

外国貿易の問題に即して、より具体的に展開したものであるが、ここにもうひとつ、彼がやはり初版以来の課題をひき継いで、「商業の自由」のあり方を問おうとする問題がある。それは「商業」は財政への従属から解かれて「自由」であるべきであるということである。この論点について、ムロンはタバコの栽培と販売の特権をめぐる事例をあげて問題の所在を暗示している。彼によれば、かつてギューエヌとラングドクの一部でタバコを栽培し販売する特権が与えられていたが、この特権は取り消された。しかしこの特権はもともとタバコ産業の育成のためのもではなく、単に徴税の利便のためのもにすぎなかったので、特権の撤回はタバコ産業の育成には無関係であった。一見、これによってフランスは国産タバコ一萬キントルの消費を失い、その分が近隣諸国によって供給されて損失を招くかにみえるが、しかしながら「良き政治」がまだ揺籃期にあるルイジアナ植民地の重要性に注目し、短期的には国際競争上で不利とみえるタバコ栽培を奨励し、かつ「その排他的販売」を保証すれば、ルイジアナは「最も豊かな植民地の富」をもたらすのである。

この事例はやがてグルネによって彼のチャイルドへの「注解」に引用されるのだが、ムロンはこの事例をとおして、彼が初版では重くこだわっていた国家財政優先の観点を修正し、むしろ経済そのものを財政に優先させるべきことを示唆するとともに、その経済の推進にかかわる植民地の積極的な役割を明示している。彼は初版では、いずれ独立するであろう植民地には余剰の人口を送るべきではなく、むしろ本国内に「国民の奢侈」の経済を興して余剰の人口を吸収すべきであると説いた。これはすでにみたところである。彼は「奢侈を植民地（と同等）と考へ」、ボルドー近くの不毛のランド地方の植民計画（グルネはこの計画にも言及している。フォルボネも同じ）を勧めるばかりで、植民地そのものの位置づけについては確たる展望を示していなかった。ただ漠然と「植民地の発展はゆるやかではあるが、確かで有益である」といい、「ルイジアナの位置、土地、広さ」に大きな期待を寄せるにとどまっていたのである。しかし新版では、ムロンは初版の「植民地」の章に長文の加筆を挿入して、さきのルイジアナのタバコ栽培の例と符節を合わせるように、「そこ（植民地）では商業は一会社のためではなく、国民の有利になるように独占的でありうる」と指摘する。こうして彼が初版の「特権会社」の章でただ曖昧に「植民地に自由が返されてこそ、植民地の大いなる発展が期待される」とだけ述べていた、その「自由」の意味がここで特権のあり方とともに明快になるのであり、彼が新版で増補した「輸出入」と「商業の自由」の二章で、国内に確立されるべき製造業が植民地の交易と相俟って、やがて「わが国の奢侈、植民地の奢侈、そして近隣諸国の奢侈さえも楽しませる」ことになるという展望が示されるのである。

財政への従属から放たれてこそ、「商業」は進展する。ムロンは新版でしだいに、この確信と期待を深めた。彼によれば、これまで「多くの内閣のもとで、商業は財政に従わされていた」のである。「民衆の幸福こそ至高の法」という格率が国家財政の優先を目ざして狂奔する「無知または熱狂を覆い隠すために」悪用されたのである。初版と新版の文脈でみれば、それはコルベールと「ローのシステム」にかかわる摂政時代の政策の誤りを指している。ムロンは初版で、コルベールが産業政策の偉大な推進者であったことを讃えるとともに、コルベールの、その偉大な政策が実は財政確保のためのもであったとみていた。そのためか、彼は初版の「小麦」の章の末尾のコルベール讃を、新版では削除してしまったのである。そしてムロンは「ローのシステム」そのものの誤りもさることながら、摂政の政治が財政の確保のために「システム」の運用にしばしば介入して混乱を致命的なものとした事情を、「軽卒さ、あるいはこの格率の

誤った適用によって引き起こされた不幸の歴史」と呼んで、摂政政治の責任を暗に批判している。この批判はやがて新版の「公信用」の末尾に加えられた、かなり長文の「システム」の経過の概要説明のなかでしだいに露なものとなり、ついに最後の（増補3）の「政治算術」の章では、「良き財政、すなわち商業に従わされた財政」への転換が指示されるのである。

（増補1）はおよそ以上のように構成されている。ムロンは新版の編成に際して、カンティロンの手稿をひそかに意識したであろうか。意識したとすれば、カンティロンの労働の追加的配分論（拙訳『試論』の「解説」参照）とムロンの強制的配分論、あるいは両者の企業ないし企業者論にその痕跡と著しい対比が感じられるが、この両者の対照はさらに（増補2）では、どうであろうか。（未完）

（富山国際大学教授）